

## 改正債権法の要点解説（1）

### —定型約款・法定利率—

債権法を中心とする民法の一部を改正する法律が、本年5月26日に成立しました。

社会・経済の発展とともに取引が高度化・複雑化したにもかかわらず、取引の基本的なルールを定めるはずの債権法は、保証制度の見直しなど、部分的な改正に留まっていた。そこで、時代の変化に対応できるよう債権法を改正すべきとの要請にこたえるべく、法制審議会において5年余りの審議が行われ、今般の改正に至りました。改正法の施行は公布の日（本年6月2日）から3年を超えない範囲で政令で定める日とされており、平成32年には施行される見込みです。LM ニュースレターでは、今月から9回にわたり、所属弁護士のリレー形式で改正債権法の要点を解説します。今回は、定型約款と法定利率について解説します<sup>1</sup>。

#### 第1 定型約款

##### 1 改正の経緯

世の中には、不特定多数の者を相手方として、定型的な契約文言を定めた約款取引が広く普及しているにもかかわらず、改正前民法には、約款に関する規定はありませんでした。また、約款取引は相手方当事者が契約条項を認識していないことが少なくなく、そのような包括的かつ希薄な合意をもって約款の拘束力が認められることの根拠も明らかではありませんでした。

そこで、改正法は、民法の適用の対象となる約款を明示するとともに、約款の拘束力をはじめとして、約款に関する基本的なルールを定めました。

##### 2 定型約款

改正法は、民法の適用の対象となる約款を限定し、これを「定型約款」と定義しました（§548の2I）。すなわち、「定型約款とは、定型取引において、契約の内容とすることを目的として、定型取引の一方の当事者により準備された条項の総体をいいます。ここにいう「定型取引」とは、ある特定の者が不特定多数の者を相手方とし

<sup>1</sup> 本文中の条文は、特に断りのない限り改正法の条文を意味します。なお、改正法の条文については、<http://www.moj.go.jp/content/001226886.pdf> をご参照ください。

て行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいいます。たとえば、携帯電話の通信利用サービスを提供するような取引がこれに該当し、通信サービスの提供事業者が、不特定多数の顧客に通信サービスを提供するにあたり、契約の内容とすることを目的として準備した契約条項の総体が「定型約款」となります。

### 3 定型約款が拘束力を持つ根拠

約款取引においては、相手方当事者に約款の内容について認識がない、又は認識が乏しいまま合意しているという点に特徴があり、改正法はかかる特徴を踏まえた上で、定型約款の拘束力について定めています。

- (1) まず、改正法は、定型約款が当事者の契約内容とみなされる要件（以下、便宜上、「組入要件」と呼びます）を定めています（§548の2I）。組入要件を充たした場合には、「個別の条項について合意したもの」とみなされ、相手方が個別の約款条項の内容を了解していなくても、当該定型約款の条項が当事者の契約内容となります。
- (2) では、組入要件はどのようなもののでしょうか。改正法は、組入要件について、以下のように定めています。

「定型取引を行うことの合意をした者が、①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。又は、②定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。」

これらの規定から分かるように、合意の対象は約款の内容ではなく（上記①）、約款内容の開示義務や相手方に対する認識機会の付与は組入の要件とはされていません（上記②）。

- (3) もっとも、定型約款の開示は、一定限度で組入要件と関りがあり、定型取引を行おうとする者は、定型取引合意の前に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法で定型約款の内容を示さなければならず（§584の3I）、定型取引を行おうとする者がその請求を拒んだときは、定型約款が当事者の合意の内容となることはありません（同II本文）。

### 4 不当条項・不意打ち条項の規制

約款取引は相手方当事者が約款条項の認識が希薄なまま合意に至っているという点に特徴があり、相手方当事者にとって不当に不利益となる条項（不当条項）や、不当とまでいえないまでも合理的に予測できないような条項（不意打ち条項）が定型約款に定められていることが起こり得ます。そこで、改正法は、定型約款の条項のうち、

相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するような条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引の社会通念に照らして信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、「合意をしなかったものとみなす」としています（§ 548 の 2Ⅱ）。消費者契約法 10 条にも同旨の規定がありますが、同法は有効に成立した契約の条項を無効とするのに対し、改正法は、かかる条項を合意の対象から除外する点に特色があります。

## 5 定型約款の変更

ひとたび定型約款の条項が当事者の合意の内容となったとしても、その後更に、条項を変更したいということが起こり得ます。そこで、改正法は、定型約款の変更に関する実体的な要件と手続的な要件を定め、相手方当事者の個別の同意を得ることなく、変更後の定型約款を合意の内容とすることを認めています（§ 548 の 4）。

## 第 2 法定利率

### 1 改正の経緯

改正前民法は、「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は年 5 分とする」と定め（改正前 § 404）、法定利率を年 5% で固定しています。法定利率は金銭債務の不履行に基づく遅延損害金についても適用があり（同 § 419）、いわゆる中間利息控除についても法定利率の適用があるとされています（最高裁平成 17 年 6 月 14 日判決・民集 59 卷 5 号 983 頁）。

このように、法定利率の適用場面は様々ですが、年 5% の利率は昨今の低金利などをふまえると高すぎるとの指摘がなされていました。とりわけ、中間利息控除の場面では、年 5% の利率で控除がなされると控除額が大きくなり、被害者保護にそぐわないとして、上記最高裁判決により統一が図られるまでは、法定利率より低い利率をもって中間利息控除を認めた裁判例もありました。そこで、上記のような指摘を踏まえ、今回の改正において法定利率の見直しが行われました。

### 2 改正の概要

(1) まず、改正法は、法定利率を現行の 5% から 3% に引き下げるとともに、3 年ごとに、法務省令で定めるところにより利率の見直しを行うこととしました（§ 404）。利率の見直しは 1% 単位で行われることから、変動の頻度、変動の単位において、比較的緩やかな変動制に移行したものとと言えます。また、別段の合意がない限りは、

- 利率は「その利息が生じた最初の時点における法定利率による」ものとし、利率が途中で変動することにより計算が複雑にならないように配慮しています（§ 404 I）。
- (2) 次に、遅延損害金についても法定利率の適用があることは、改正法においても同様ですが、遅延損害金に適用される法定利率は、「債務者が遅滞の責めを負った最初の時点における法定利率によって定める」としています（§ 419）。
- (3) 最後に、改正前民法には規定のなかった中間利息控除について規定を設け、中間利息の控除は「損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により」行うものとし、中間利息控除にも法定利率の適用があることを明記しました（§ 417 の 2）。この規定は、不法行為についても準用されています（§ 722）。
- (4) 以上が法定利率に関する改正の概要ですが、緩やかといいなながらも変動制に移行することから、契約に利息又は損害金の定めがなく法定利率の適用がある場合には、実際にいくらの利率が適用されるか契約時には分からないということが起こり得ます。また、今回の法定利率の改正にともなって、商行為によって生じた債務の法定利率にも民法が適用されることから（商法 § 514 の削除）、年 6% の利率が年 3% にまで引き下げられることとなります。改正法への対応として、利率や損害金を契約書に明記することが望ましいといえます。

（執筆者 弁護士 本山 正人）

#### 【連載スケジュール】

- vol. 23 定型約款、法定利率
- Vol. 24 債務不履行、契約の解除、危険負担
- Vol. 25 多数当事者の債権及び債務関係 その 1
- Vol. 26 多数当事者の債権及び債務関係 その 2
- Vol. 27 債権者取消権、債権者代位権
- Vol. 28 債権譲渡、債務引受、弁済、相殺
- Vol. 29 売買、消費貸借、使用貸借、賃貸借
- Vol. 30 雇用、請負、委任、寄託、組合
- Vol. 31 総則（意思表示、代理、消滅時効等）